★ボランティア活動保険のご案内

社会福祉協議会では、ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや 損害賠償責任を補償する「ボランティア活動保険」の加入を受け付けています。 詳細については社会福祉協議会(TEL923-3230)までお問い合わせください。

加入申込者(ご加入いただける方)

ボランティア個人またはボランティアグループ、団体

被保険者(保険の補償を受けられる方)

ケ ガ の 補 償:ボランティア個人

賠償責任の補償:ボランティア個人、ボランティアの監督義務者、NPO法人

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、社会福祉協議会に届け出た活動等。(詳細はお問い合わせください。)

補償内容

ボランティアが活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人に ケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金が支払われます。

天災・地震補償プランでは、基本プランにおける補償に加え、天災(地震、噴火または津波)による死傷も補償します。(賠償責任の補償は基本プランと同じです。)

台風などの風水害による死傷は、基本プランでも補償されます。

補償期間

令和3年4月1日午前0時~令和4年3月31日午後12時まで

※中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から令和4年3月31日午後12時までとなります。

保険料(1名あたり)

基本プラン	350円
天災・地震補償プラン	500円

※途中脱退による掛金の払い戻しはありません

☆お問い合わせ

社会福祉法人 太宰府市社会福祉協議会

〒818-0102 太宰府市白川2-10

TEL:092-923-3230 FAX:092-923-0578



